

業務委託に係る予定価格の事前公表の拡大及び入札書への入札金額内訳書の添付について

1 新たに予定価格の事前公表の対象となるもの

年間を通じて行う施設維持管理業務等()については、平成19年(2007年)1月以後に入札公告を行う案件から、その予定価格を入札前に事前公表していますが、「年間を通じて行う業務委託で施設維持管理業務等以外の業務」についても、同年4月以後に入札公告を行う案件から、その予定価格を事前公表します。

なお、予定価格の事前公表は、次の から のすべての要件に該当する契約(特定調達契約(WTO案件)は、 の要件を除きます。)を対象としています。

一般競争入札に付するもの

電子入札を行うもの

入札参加資格の確認を入札(開札)後において行うもの(入札後資格確認型一般競争入札)

毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受けるもの

「施設維持管理業務等」とは、建築物清掃、常駐警備、建物付属設備・機械設備の保守・点検・運転管理、給食、受付、機械警備などの役務の提供を受ける業務です。

2 予定価格の事前公表の方法

広島市調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」の画面の備考欄に『予定価格 XX,XXX,XXX 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)]と表示するほか、入札公告にも同様に記載します。

また、「入札・見積り詳細情報」の画面において、入札公告を添付資料として表示します。

3 入札金額内訳書の添付

予定価格を事前公表する業務委託の入札案件については、入札書の提出の際に、入札金額内訳書(入札金額の積算内訳を明らかにした書面)を併せて提出しなければなりません(電子入札システムで入札する場合は、入札書に関する情報を送信する際に、ファイルで添付することになります。)

この場合において、入札金額内訳書を提出していない入札は、無効となります。

4 調査基準価格の事前公表

予定価格を事前公表する業務委託の入札案件で低入札価格調査の対象となるものについては、調査基準価格も事前公表します(調査基準価格の事前公表の方法は、予定価格の事前公表と同様の方法で行います。)

物品の購入及び製造の請負に係る予定価格の事前公表の拡大等について

1 新たに予定価格の事前公表の対象となるもの

物品の購入及び製造の請負の契約のうち、財政局契約部で電子入札を行う一般競争入札の案件の一部(一般印刷、軽印刷、事務用機器、家電・視聴覚機器、スチール家具、学校教材具の6種類)については、平成18年(2006年)11月から、その予定価格を事前公表していますが、平成19年(2007年)4月以後に入札公告を行う次の7種類の案件についても、その予定価格を事前公表します。

ただし、複数の商標又は銘柄等が選択できない案件で、取扱業者が特定されるものは、予定価格の事前公表を行いません。

〔 工作用機械器具、産業用機械器具、厨房機械器具、消防機械器具、自動車、皮革・ゴム・ビニール製品、
運動具の7種目 〕

2 予定価格の事前公表の方法

広島市調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」の画面の備考欄に『予定価格 XX,XXX,XXX 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)]』と表示するほか、入札公告にも同様に記載します。

また、「入札・見積り詳細情報」の画面において、入札公告を添付資料として表示します。

3 入札回数等

予定価格を事前公表する場合の入札回数は、1回限りです。落札候補者(入札参加者)がいない場合には、入札を打ち切り、再度の入札公告を行って入札するか、随意契約に移行します。

4 提出書類等

仕様書や開札後に落札候補者が提出する一般競争入札参加資格確認申請書及び出荷確約書の様式は、原則として、広島市のホームページからダウンロードを行ってください。ただし、ダウンロードすることができない仕様書に限り、窓口で配付します。

5 入札後資格確認型一般競争入札への移行

平成19年(2007年)4月以後に入札公告を行うものから、「入札後資格確認型一般競争入札」(予定価格の制限の範囲で最低の価格を提示した者の入札参加資格の有無の確認を入札後に行う一般競争入札)に入札方法を変更します。

指名停止業者名の公表等について

1 公表の対象となる者の範囲

平成18年(2006年)11月から広島市のホームページなどでお知らせしているとおり、透明性・公平性の高い契約手続等とするため、建設工事に準じ、物品の購入、借入れ、修繕及び製造の請負や業務委託(建設コンサルタント業務等を含みます。)の競争入札参加資格の登録を受けている者が、平成19年(2007年)4月以後において、広島市から指名停止措置や競争入札参加資格の取消しを受けた場合には、その者の商号・名称、代表者名、所在地、指名停止の期間及び理由等(以下「商号等」といいます。)を公表します。

2 指名停止業者名等の公表方法

指名停止措置や競争入札参加資格の取消しの対象となった者の商号等を、簿冊による閲覧、インターネットへの掲示等の方法により、一般に公表します。

3 委任、下請け等の制限

指名停止措置や競争入札参加資格の取消しの対象となった者などについては、広島市の契約の相手方から委任又は下請け(当該委任又は下請けをされた者からの再委任または再下請けを含みます。)を受けることができません。

また、契約の相手方は、その委任又は下請けを受ける者が指名停止措置などの対象者に該当しないことについて、広島市の確認を受けることとし、違反した場合には、契約違反として、契約を解除することがあります。